

## 審議会等の会議結果報告

1 会議名	津市総合計画審議会第6回会議
2 開催日時	平成24年10月25日(木) 午後1時30分から午後4時20分まで
3 開催場所	津市庁舎8階 大会議室A
4 出席した者の氏名	<p><b>(津市総合計画審議会委員)</b>  武田 保雄、須山 美智子、石見 隆浩、井上 勝司、今井 直毅、大幡 貞夫、海住 佳子、片岡 正春、川北 輝、川見 拓也、北村 早都子、篠木 幸一、田部 眞樹子、長谷川 之快、服部 勝、濱野 章、林 茂昭、原田 浩伸</p> <p><b>(事務局)</b>  副市長 葛西 豊一  副市長 青木 泰  政策財務部長 盆野 明弘  政策財務部次長 松本 尚士  地域政策担当参事 南浦 康人  地域政策課長 北川 良治  政策課長 山下 佳寿  政策課調整・政策担当主幹 濱田 耕二  政策課政策担当副主幹 梅本 和嗣  政策課主査 海住 愛  政策課主査 深堀 巧  政策課主査 高岡 一聖  政策課主事 山本 昌孝</p>
5 内容	1 津市総合計画オープンディスカッションの開催結果について 2 津市総合計画後期基本計画(案)について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	政策財務部政策課政策担当 電話番号 059-229-3101 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

・ 議事の内容 下記のとおり

政策課長

皆様大変お待たせいたしました。本日は、お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから、津市総合計画審議会第6回会議を開催させていただきます。

開催に先立ちまして、副市長、葛西より一言、ごあいさつを申し上げます。

葛西副市長

皆さん、こんにちは。副市長の葛西でございます。よろしくお願いしま

す。

今日は、いよいよもう6回目、津市の総合計画審議会第6回会議ということで、本当にご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。そして、先般は10月16日でしたかね。総合計画にかかわってのオープンディスカッションということで、本当に外にもご足労いただきまして、21名の委員さんのご参加ということで、一般の参加が70人とお聞きしております、その中で40人が参加されて、いろんなご意見を賜ったということでございます。

そういった意見も含めまして、いよいよ今日、総合計画審議会委員さん等々のご意見も踏まえて、事務局であります政策課でたたき台、試案というのをこしらえて、今日、ご審議をお願いするという運びになりまして、これから本番というところになってきました。

そういう中で、今後にありますは、議会のほうへもお示ししますし、パブコメのほうでもご意見いただくという手はずになってございます。いずれにいたしましても、ここの総合計画審議会での屋台骨という部分で担っていただく部分がございまして、今後とも、もう一息でございまして、引き続き、何とぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

政策課長

それでは、審議会を進めさせていただきたいと思っております。なお、委員の方々のうち、本日、井坂委員、木下委員、中川委員、西口委員、服部基恒委員、南野委員、村田委員、吉田委員、吉岡委員様におかれましては、所用のためやむを得ず、ご欠席との報告を受けております。また、小泉委員、浅田委員、稲垣委員様におかれましては、少し遅れるとのご報告をいただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、審議にお入りいただきます前に、計画案の作成がぎりぎりまで行わせていただいております関係で、本日直前になってお送りさせていただいたということで、本当に申し訳ございませんが、どうぞご審議のほう、よろしく願いいたします。

それでは、会長に審議の進行をお願いいたしたいと思っております。会長、よろしく願いいたします。

会長

それでは、会議の成立の要件なのですが、今お話がありましたように、委員30名なのですが、そのうち18名の方が出席、それから9名の方がご欠席ということで、あと3名の方が少し遅れられるということです。津市総合計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議の開催要件、過半数の出席をいただくということになりますけれども、それを満たしておりますので、ただいまから、第6回の津市の総合計画審議会を開催させていただきます。

まず、事項に基づく審議に移る前に、会議録への署名委員を指名させていただきます。本日の会議に関する署名につきましては、名簿の順にずっと行きますので、川北委員と川見委員、どうかよろしく願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。会議録の作成文に署名いただきます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の事項書に沿って会議を進めていくこととなりますけれども、その前にお手元にお配りさせていただきました、「津市総合計画後期基本計画の策定に係る踏まえるべき主な視点」という冊子なのですが、それについてでございます。

これですけれども、これまで5つの目標別計画に挙げてあります項目ですけれども、分科会、それから全体会議等において、さまざまご議論をい

ただいできたところです。また、前回の総合計画審議会においても、各地区の地域審議会の代表者の皆さんからも、地域の目指す将来像とか地域の課題等について発表していただきました。これらのご意見等々、それから、前回の会議のあとに事務局に提出していただきましたいろんな委員からのご意見ですけれども、そういうのを踏まえまして、これをまとめまして、副会長、各分科会会長、各副分科会会長にもご確認いただきまして、まとめさせていただいたものです。

今回、示されました後期基本計画（案）の議論を進めるに当たりまして、この津市総合計画後期基本計画の策定に係る踏まえるべき主な視点についてということ、ぜひとも活用していただきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。これは報告です。

それでは、まず第1の事項ですけれども、津市の総合計画オープンディスカッションの開催結果につきましてです。これは、去る10月16日ですけれども、皆様のご協力のもとに無事開催させていただくことができました。当日、委員の方が多数お見えだったのですけれども、ご欠席の委員の方もおられましたので、情報共有を図るという意味合いにおきまして、私のほうから当日の内容について簡単にご報告させていただきます。

これは資料1が、たぶんその時のいろんな意見が出たものなのですけれども、一応簡単に述べさせていただきますと。まず、今副市長が言われましたけれども、委員とかスタッフの方を除きました一般の方は約70名の方が参加されまして、そのうち重複の方もおられたのですが、40名の方がまちづくりの目標別に5つのテーブルに分かれまして、それぞれディスカッションを行っていただきました。そのまとめた内容が資料1になっています。

簡単に説明させていただきますと、「美しい環境と共生するまちづくり」という最初の目標ですけれども、これが、新エネルギーの取り組みとか、人材の育成の大切さなどの意見が出たように思っております。

それから、2番目の「安全で安心して暮らせるまちづくり」ですけれども、防災対策とか地域医療の充実のほかに、サロンの開設による高齢者の見守り体制の必要性などを伺ったように思っております。

それから、3番目の目標の「豊かな文化と心を育むまちづくり」では、県立博物館や美術館など津にある施設を生かした津市ならではの教育の充実というのが必要ではないかという意見がありました。

それから、4番目の「活力あるまちづくり」では、効果的な観光のPRの実践、あるいは津インターチェンジの在り方について活発な議論がございました。

それから、5番目の「参加と協働のまちづくり」では、地域の連帯感やコミュニティの活性化の具体案を、いろいろご意見をいただきました。

たくさんの貴重なご意見をいただくことができました。そのご意見ですが、別添の資料1で概要という形でまとめてありますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それから、本日欠席されております、木下委員から、オープンディスカッションに参加した結果、皆さんにお伝えしたいことがあるということですので。事務局が、その内容を伺っているということですので、それについて、事務局のほうからご報告いただけますでしょうか。

政策課長

オープンディスカッションに係る木下委員からのご意見ということで、まず大きく二つございました。

まず、1点目といたしまして、オープンディスカッションにご参加されて、いろいろな方からご意見をいただいたわけですが、その中で、印象的な発言が4点ほどあったということでございます。

まず1点目として、「目立った点はなく、行政的には無駄遣いはせず、県庁所在地として県の施設を利用する。そのような津市があまり極端なことをすると、税金の無駄遣いになるような気がする」というご意見があった。

2点目として、「津市防災大学を開いていることを誇りに思います。防災に対しては、防災大学のPR、今後ワンランクアップさせてボランティアコーディネーターの育成をして、防災訓練、津波避難の訓練などトータルで企画、実施、PRをしていく必要がある」。

3点目として、「津市の活性化については津まつりが成功しているなら、その時間、場所を有効利用して津のブランド品をPRしてよいのではないか。また、各地区の行事とウォーキングなどの行事をドッキングさせたり、有効に利用して新津市民が津市の良さを知ることが大切である」。

4点目として、「今回のオープンディスカッションを開催したことは評価します。今後、広い津市としては、ブロックを複数つくって開催しないと、特定の地域の方が多く参加して、そのために意見が偏ることもあったように思う」。

こういったご意見が、参加された一般の方からあったということで、木下委員として印象的なご意見であったということでございました。

それから、木下委員からのご感想ということで、オープンディスカッションの中でも意見としてありましたが、このオープンディスカッションの手法をさらに発展させたものとしていくことが期待されます。また、どんなまちにしたいのかなど、市民自らが認識するためにも、こうした取り組みの機会を増やすことが、必要ではないかと感じています。

以上が、木下委員からのご意見でございました。

会長

どうもありがとうございます。今後これからの、この審議会で議論していくこととなりますが、今のご意見等も踏まえながら、議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

何かこの件、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、このオープンディスカッションで出ましたご意見をいろいろ踏まえながら、これからの審議のほうをよろしく願いたいと思っております。

それでは、2番目の事項になります、津市総合計画の後期基本計画（案）についてでございますけれども、これについて審議を進めていきたいと思っております。今回、ぎりぎりになってしまったということですけど、事務局から津市の総合計画後期基本計画に関して計画案が示されたところでございます。

この計画案につきましては、これまで、この審議会で審議してきました内容と、今回配布させていただきました、「津市総合計画後期基本計画策定に係る踏まえるべき主な視点」の内容を踏まえた上で作成されたと聞いております。

今回の会議は、この計画案をもとに、オープンディスカッションなどで得ました市民の皆さんの意見を踏まえ、その計画内容について審議を行いまして、より良い計画となるような答申を行えるよう進めてまいりたいと考えております。

それで、まず、この後期の基本計画（案）の審議に入る前に、計画案の審議方法について、皆さんにちょっとお諮りしたいと思います。この日程を考えてみますと、今後の日程ですけども、たぶん12月までですと、月に1回ですと、今回を含めまして3回程度の審議会が開催されると見込まれます。

それで、計画案の構成につきましては、5つのまちづくりの目標という

のがありまして、それから重点プログラムというので構成されていますので、まちづくりの目標というところの視点で考えますと、1回の会議について、だいたい2項目ずつぐらいの審議を行うという形で進めていきたいと考えておるのですが、その点はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、本日の会議の審議内容について、お諮りしたいと思います。計画案に関しまして、初めて審議することになりますので、まず全体の概要を事務局から説明していただき、審議を行ったあと、本日は計画目標の一つ目である「美しい環境と共生するまちづくり」と、二つ目の「安全で安心して暮らせるまちづくり」の二つの項目について、審議を進めていきたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、またちょっと細かい内容になるんですけども、今度は目標別計画についての審議の進め方についてお諮りしたいのですが、皆さんに、たぶん昨日ぐらいしか届かなかったと思うのですが、津市総合計画基本計画(案)の、この分厚い冊子の28ページをご覧くださいと思います。

28ページ、29ページに施策体系図がありまして、それで28ページのところに5つの目標と、それぞれに目標の3つから5つの施策がずっと書かれております。その3つから5つぐらいの施策があります。

それで、たとえば「美しい環境と共生するまちづくり」としますと、1-1の循環型社会の形成、それから1-2の次世代に残す自然環境の保全・創造、それから1-3の快適な生活空間の形成、1-4の生活基盤の整備の4つに分かれています。

それで、効率的に進めるには、どうすればいいかということですが、一応きちっとした中身を把握しながら議論をするということで、この項目別にそれぞれ議論を進めていきたいと思います。その単位ごとに事務局から説明を受けまして、それで審議をしていくというようなことを考えていますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

また、事務局のほうで、計画案を随分頑張って作っていただいたんですけども、会議の開催直前まで調整をやってきたものですから、本当に皆さんに見ていただく時間が取れませんでした。このことから、皆さんから少しでも多くのご意見をいただくために、事前に意見票を作成させていただきました。計画案に関する、それぞれの審議に際しまして、会合の場で発表していただくことと併せて、この意見票を本日、事務局のほうに提出していただくことで、皆さんの幅広い意見を、あるいはご提案を抽出していきたいと思っています。

意見票ですけれども、それでお出しただいたご意見等につきましては、事務局でまとめさせていただき、次の回の会議で皆さんにお配りし、発表をお願いすることにより、ご意見を共有して審議をしていきたいと思ます。



りの目標別に重点施策を設定いたしてございます。前期基本計画におきましては、目標別計画におきまして、この重点施策というのは設定いたしておりませんでして、後段の重点プログラムにおいて、重点的に取り組む施策を記載しておりましたが、やはり福祉や環境といった分野別に、「何に重点を置くのかということがわかりにくい」といったご意見もございました。こういったことも踏まえまして、今回、目標別計画に重点施策の位置付けを行ったところでございます。

二つ目のポイントといたしましては、各地域の特色や特性を生かし、さらに市全体で総合力を持ってまちづくりを進めるため、前回9月25日開催の当審議会で各地域からご提出をいただき、地域審議会の代表の委員の皆様からご説明をいただきました地域が望む将来像、こういった部分をご発表いただきましたが、そちらの部分の原文のまま後期基本計画に位置付けを行ってございます。

記載箇所でございます。恐れ入ります、本冊のほうをご参照いただきたいと思いますが、本冊の13ページ、一番下の行から14ページに内容が移りまして23ページまで。津地域、久居地域と順番に、各地域から望む将来像を原文のまま掲載をさせていただいてございます。内容についてのご説明は差し控えさせていただきますが、こういった形をとらせていただいております。

次に、概要のほうにお戻りいただきますようお願いいたします。三つ目のポイントといたしましては、後期基本計画の計画期間。平成25年から平成29年度まででございますけれども、一つは、新市まちづくり計画の計画期間。これは合併した時、平成18年度から27年度までの10年間、この期間を計画期間とするまちづくり計画でございます。こちらの最終年度となります平成27年度が、いわゆる今回の後期基本計画の計画期間に、まず含まれるということでございます。新市まちづくり計画の10年間の集大成を目指す期間というのが意味合いとして含まれてございます。

また、その後の平成28年度から平成29年度までの2年間は、次のまちづくりを示す、ある意味序章というか、そういう期間であります。また、合併特例債、過疎対策事業債の借入れ可能年度が、本年国会で審議されまして、合併後10カ年度というものであったものが5年間延長されたところでございます。こういったさまざまな意味合いを持つ内容を踏まえた新たな施策への対応に向けた計画といたしてございます。

4つ目のポイントとしては、計画の推進に向け、対話と連携のもと市民の皆さんとともにまちづくりを進めていくためには、まさしく市民の皆さんに寄り添った即答、即応力のある市役所づくりを行うことが必要です。市民の皆様の高い自治意識に応えられる基礎的自治体を目指すことを、今回、大きく位置付けを行っておるところでございます。こちらにつきましては、目標別計画の中で詳しくご説明を申し上げますが、「参加と協働のまちづくり」の中に、位置付けをさせていただいております。

以上が、ポイントでございます。

次に、三つ目の計画フレームについてでございます。1点目の人口フレームにつきましては、本年9月末現在の人口が約29万7000人となっております。この人口が、さらに今後、減少することが予想される中、平成29年度の趨勢値、この趨勢値というのは、このままほうっておくというか、何もせずにこのまま行きますとという計算値でございますが、28万1000人。これに対する目標値は28万4000人として、後期基本計画中の取り組みにより、3000人の増加を目指すことといたしてございます。

2点目の世帯数につきましては、本年9月末現在の世帯数が12万1000世帯となっておりますが、しばらくの間、世帯数については増加傾

向が続くものと見込まれてございます。平成29年度の趨勢値は12万5000世帯、目標値を12万6000世帯といたしてございます。

3点目の就業人口についてでございますが、平成24年度の推計値は13万2000人となります。これに対し、平成29年度の趨勢値は、人口減少。少子化の影響により12万7000人と見込まれるところであり、企業誘致や雇用対策といった取り組みにより、目標値は2000人の増加を目標とし、12万9000人としてございます。

次に、4点目の市内総生産についてでございます。こちらにつきましては、平成24年度の推計値が1兆2456億円となります。これに対し平成29年度の趨勢値は、さらに減少が見込まれる中、1兆2139億円と予想されます。目標値を1兆2269億円としてございます。

こうした計画フレームの設定に当たりましては人口減少社会の本格化、また経済情勢といったことを踏まえた上で、後期基本計画中の取り組みによる目標の設定を行い、着実な取り組みを行うことといたしてございます。

次に、四つ目の財政の見通しについてでございます。詳細は本冊では220ページに掲載してございますが、平成25年度から平成29年度までの5年間の累計額につきましては、歳入・歳出とも約5200億円といたしてございます。このうち普通建設事業費につきましては約710億円を見込んでございます。なお、歳入額の算定に当たり、市民税などの算定には人口の見通しが大きく影響いたしますが、これらの数値の算定に当たりましては趨勢値の28万1000人をもとに算定することで堅実な試算となるようにいたしてございます。

また、新最終処分場の建設をはじめ有利な財源であります合併特例債を活用した事業につきましては、後期基本計画期間中の上限額を約380億円とし、前期基本計画期間中の事業費と合わせて約500億円と設定してございます。

また、この5年間に新最終処分場の建設や屋内スポーツ施設の整備など大きなプロジェクトが合併特例債を活用して実施されることを見込んでございますが、この5年間以降の財政運営がどうなるかということが大切です。これにつきましても、その後の起債、いわゆる借入金でございますが、これらの返済金も見込みつつ、投資的な事業費の規模を約80億円程度堅持するという中で、持続可能な財政運営が図れるものと試算してございます。

次に、A3資料の右側上段の5の目標別計画についてでございます。本冊では30ページからでございますが、これらの目標別計画の作成に当たりましては、前期の取り組み結果を踏まえ、また当審議会からいただきましたご意見を踏まえたものです。個々の具体的内容につきましては、各目標別計画のご審議の際に詳しくご説明を申し上げますが、まず、1の「美しい環境と共生するまちづくり」につきましては、循環型社会の形成、次世代に残す自然環境の保全・創造、快適な生活空間の形成、生活基盤の整備の四つの施策ごとに、たとえば「ごみゼロ社会の実現に向けた3Rの推進」をはじめ主な取組施策の欄、そういう表示がございしますが、それに掲げる取り組みなどを推進することといたしております。

それと、重点施策でございますが、そちらは表の下のほうに重点施策という表示がございしますが。こちらでは新最終処分場の建設推進ほか、全部で11個の重点施策を設定してございます。

次に、2の「安全で安心して暮らせるまちづくり」についてですが、安全なまちづくりの推進、健康づくりの推進と地域医療体制の充実、地域福祉社会の形成の三つの施策ごとに、ソフト面を中心とした「終わりなき防災施策の強化」をはじめ、主な取組施策の欄に掲げます取り組みなどを推進するとともに、重点施策として「終わりなき防災施策の強化」ほか、全

部で10の重点施策を設定してございます。

次に、3の「豊かな文化と心を育むまちづくり」につきましては、生きる力を育む教育の推進、高等教育機関との連携・充実、生涯学習スポーツ社会の実現、文化の振興、人権尊重社会の形成の5つの施策ごとに、就学前教育の充実をはじめ、主な取組施策の欄に掲げる取り組みなどを推進するとともに、重点施策といたしまして津市独自のこども園の設置、これは福祉部門と教育部門の連携による取り組みを行うということでございますが、こちらは再掲となってございますが、これを含め全部で7つの重点施策を設定してございます。

次に、4の「活力あるまちづくり」につきましては、自立的な地域経済の振興、交流機能の向上、観光の振興の三つの施策ごとに、企業立地の推進をはじめ、主な取組施策の欄に掲げる取り組みを推進しますとともに、重点施策として産業拠点を中心とした積極的な企業誘致の展開ほか全部で7つの重点施策を設定してございます。

次に、5の「参加と協働のまちづくり」につきましては、市民活動の促進、市民との協働の推進の二つの施策ごとに、地域コミュニティの活性化をはじめ、主な取組施策の欄に掲げる取り組みなどを推進するとともに、重点施策としましてニーズに応える市民活動の支援ほか全部で三つの重点施策を設定してございます。

次に、その下の6でございますが、重点プログラムについてでございます。この重点プログラムにつきましては、「まちづくり戦略プログラム」、「元気づくりプログラム」、「地域かがやきプログラム」の三つの大きなプログラム体系で構成されております。

このうち、まちづくり「戦略プログラム」及び「元気づくりプログラム」につきましては、先ほどご説明をいたしました目標別計画に掲げる、それぞれの重点施策を、重点プログラムの基本構想で掲げますプログラムの内容に基づいて、いわゆる横串を刺した形で組み合わせて構成してございます。また、地域かがやきプログラムにつきましては、地域の特性を踏まえた地域振興に係る施策を掲載してございます。

それでは、プログラムの構成について、もう少し詳しくご説明をさせていただきます。恐れ入ります、本冊の29ページ、先ほど見ていただいた施策体系図のところでございますが、29ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、まちづくり戦略プログラムにつきましては、「未来を拓く都市空間形成プログラム」から、「健康とスポーツの振興プログラム」まで、全部で6本のプログラムで構成されておまして、具体の施策については、表の右側、一番上ですと右側の上段でございますけれども、都市核の整備、それから副都市核の整備といった、こちらが目標別計画の重点施策でございますが、こういった項目で始まる部分に記載しております施策が、それぞれのプログラムに横串を刺して位置付けをしているというところでございます。

同じように「元気づくりプログラム」につきましても、「住みやすさ向上プログラム」から「津らしさ実感プログラム」までの全部で5つのプログラムで構成しておまして、休日・夜間応急診療所機能の充実で始まりまず、各重点施策を位置付けてございます。

次に、「地域かがやきプログラム」につきましては、東部、北部、中部、南部の四つのエリアにより、特色ある地域振興を図るため、地域審議会でおまとめいただきましたご意見も踏まえ、作成しておまして、たとえば東部エリアでございますと、「拠点を活かした地域づくり」ほか、各エリアごとの施策を位置付けてございます。

以上が、重点プログラムの構成となっております。

恐れ入ります。もう一度、A3の概要にお戻りいただきますようお願いいたします。

7点目の「計画を推進するためにについて」でございますが、資料の一番下の部分になります。本冊では222ページからでございますが、基本計画の推進を図るため、前期の基本計画では、行財政改革の推進による健全財政の確保、2. 行政経営システムの構築、3. 電子自治体の推進、この三つの項で推進するという内容を位置付けてございましたが、後期基本計画におきましては、四つ目として「シティプロモーションの展開」、5つ目として「望まれる基礎自治体」をめざして、この二つの項を加え5つの項で構成して、計画の推進を行う考えを記載してございます。

以上が、後期基本計画の概要でございます。

以上で、概要についてのご説明は、終了させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました計画の概要についてですけども、何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。いかがでしょうか。

何なりと。全体の組み立ての概略をご説明いただきましたけども。

田部委員 質問させていただいてよろしいですか。

会長 はい。

田部委員 基本計画の概要のほうの案のところで、「豊かな文化と心を育むまちづくり」のところで、就学前教育の充実というふうにあるんですけど、これはどういったことを具体的に指しているのかをお尋ねしたいと思います。

会長 では、お願いします。

事務局（深堀） 就学前教育についてなんですけれども、これは以前からの幼児教育は、かなり幅広い……

すみません、ページが本冊のほうで110ページになります。これの一番頭、(1)に就学前教育の充実という項目がございます。これについては、前期でも幼児教育の項目で幅広く幼児教育を取り扱ってはあったのですけれども。その中で、現在問題となっております小学校と保育園や幼稚園、特にそこから小学校に上がった時に、小学校になかなか馴染めないという、いわゆる「小1ギャップ」というものがございます。こういったものを解消して、なるべくスムーズな就学につなげていこうというところを重点的にしようということで、こちらは小学校教育との連携の強化でありますとか、そういったところの研究活動、研修活動の充実といったことが具体的内容として挙がっております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。この中身に関しましては、次の回になると思うんですけども、この項目のところで、たぶん詳しく議論すると思いますので、今の答えでよろしいですか。一応これは、今回は、概略の全体像ということで、これに関してということ。

田部委員 はい。

会長 それは次回に、またご議論いただければと思いますけども。よろしいですか、この全体像を眺めまして、何かご質問等ございますか。

しょうか。では、よろしいでしょうか。

それでは、これから、今日の目標の議論として「美しい環境と共生するまちづくり」と「安全で安心して暮らせるまちづくり」の2点について、個別に議論してまいりたいと思います。

それで、それぞれの目標別単位に関しまして、事務局のほうで説明をしていただくことになると思います。

まず、「美しい環境と共生するまちづくり」について審議したいと思いますので、それでは、事務局のほうからご説明をお願いいたします。では、お願いします。

事務局（海住） 政策課の海住です。よろしく申し上げます。

会長 どうぞ座って説明してください。

事務局（海住） 失礼させていただきます。

それでは、目標別計画、「1 美しい環境と共生するまちづくり」につきまして、ご説明させていただきます。

先ほどの概要説明でもご説明させていただきましたが、「美しい環境と共生するまちづくり」は、1-1 循環型社会の形成、1-2 次世代に残す自然環境の保全・創造、1-3 快適な生活空間の形成、1-4 生活基盤の整備の四つで構成しております。この項目ごとに全体の構成、新たに施策として掲げた内容や重点施策、また委員の皆様からいただいたご意見をどのように計画に反映したのかを中心に、ご説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、1-1 循環型社会の形成につきましては、第1項、資源の循環的利用の推進、第2項、廃棄物等の適正な処理、第3項、環境への負荷の少ない社会の形成、第4項、環境共生社会の実現に向けた活動推進の四つの項目に分かれております。計画案本冊の30ページ、31ページをご覧ください。

会長 30ページ、31ページ、よろしいですか。

事務局（海住） 第1項、資源の循環的利用の推進につきましては、31ページの施策の体系に記載のとおり、ごみゼロ社会の実現に向けた3Rの推進、再生資源の利用拡大の二つの施策内容に分かれております。具体的な施策の内容につきましては、ごみの発生抑制や再利用、再生利用のため、これまで進めてきた施策を引き続き進めていくことが必要であり、前期基本計画と大きな変更点はございません。前期基本計画の点検結果において、ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大を進めるには、市民の意識改革が必要であるため、今後も継続的な啓発活動や、市民が取り組む活動への支援を充実することが必要であるとの課題を踏まえまして、(1) ごみゼロ社会の実現に向けた3Rの推進の①ごみの発生抑制で、3Rの推進や再生資源の利用拡大のため、『広報津』・市ホームページ・環境だよりなどの媒体の活用や、イベントなどの機会における啓発を充実していくことといたしております。

また、皆様からいただきました「ごみ減量及びリサイクル率向上のため、市民の状況に応じたごみ収集方法等の対策が必要ではないか」とのご意見につきましては、(1) ごみゼロ社会の実現に向けた3Rの推進の中で、生ごみ処理機等の購入支援の継続、リサイクル資源の回収活動への支援、エコステーションの整備・運営の継続などにより、対応していくものとして整理させていただいております。

続きまして、32ページをご覧ください。第2項、廃棄物等の適正な処

理につきましては施策の体系としまして、「廃棄物の適正な処理」「ごみ処理施設等の整備推進」「不法投棄防止対策の強化」の三つの施策内容に分かれております。

具体的な施策の内容につきましては、33ページをご覧ください。(1) 廃棄物の適正な処理の⑤資源ごみ持ち去り防止対策の推進として、平成23年4月1日から実施しております、資源ごみの持ち去り防止のためのパトロールによる防止対策や、違反者に対する対応の実施について、新規の施策として挙げさせていただいております。また、(2) ごみ処理施設等の整備推進につきましては、前期基本計画の期間中に具体的な整備方法等が決定したことから、①新最終処分場の建設推進、②リサイクルセンターの建設推進のそれぞれについて具体的な記述とし、また③に白銀環境清掃センターの跡地整備を新たな施策として挙げております。また、新最終処分場の建設推進、リサイクルセンターの建設推進、白銀環境清掃センターの跡地整備につきましては、重点施策として位置付けさせていただいております。

続きまして、35ページをご覧ください。第3項、環境への負荷の少ない社会の形成につきましては、前期基本計画では、地球温暖化対策を目的とした施策の体系に分かれていましたが、東日本大震災による原子力発電所の事故後のエネルギー政策の見直しにより、再生可能エネルギーへの転換が求められていることなどを踏まえ、施策の体系を環境負荷の少ないエネルギー施策の推進、持続可能なエネルギーの有効活用への取り組み、地球温暖化対策の推進の三つの施策への構成に変更しております。

具体的な施策の内容につきましては、36ページをご覧ください。(1) 環境負荷の少ないエネルギー施策の推進につきましては、再生可能エネルギーの必要性の高まり、また皆様からも、バイオマス発電や新エネルギーの重要性がより高まると考えられることから、津市においても導入に向けた取り組みを進めるべきとのご意見をいただいておりますことを踏まえまして、①再生可能エネルギーの創出推進として風力発電及び太陽光発電のさらなる導入に向けた取り組みの支援をすることとしています。

また、前期基本計画では、バイオマスの導入促進として、森林などを活用したバイオマスの研究をすることを施策に挙げておりましたが、間伐材等を利用した木質バイオマスはコスト面などから活用が難しいことから、活用の可能性のある汚泥などを用いたバイオマス発電などの再生可能エネルギーの創出を支援することとしております。

また、(2) 持続可能なエネルギーの有効活用への取り組みとしまして、三重県や三重大学と連携をしながら研究等を進めていくことを新規の施策として挙げさせていただいております。

また、再生可能エネルギーの創出につきましては、重点施策として位置付けさせていただいております。

続きまして、37ページをご覧ください。第4項、環境共生社会の実現に向けた活動推進につきましては、施策の体系としまして、環境施策の総合的な推進、市民の環境意識の高揚、環境学習・環境教育の推進の三つの施策内容に分かれております。

具体的な施策の内容につきましては38ページをご覧ください。前期基本計画では、環境基本計画に基づいた施策の展開を冒頭に挙げていましたが、今回は(1) 環境施策の総合的な推進として、持続可能な環境共生社会を実現していくため、行政だけではなく市民生活や環境活動を含めた市全体が環境負荷の少ない循環型環境マネジメントを目指した総合的な環境施策を推進するとしたビジョンを掲げ、(2) 市民の環境意識の高揚、(3) 環境学習・環境教育の推進の施策を進めていくこととさせていただいております。

また、(2) 市民の環境意識の高揚、①環境マネジメントシステムの普及促進に、小規模事業所版環境マネジメントシステムを拡充するための三重県の取り組みと連携した支援による普及啓発、及び(3) 環境学習・環境教育の推進の②環境学習推進施設の整備推進として、片田中町地内にリサイクルセンターと併設して建設する環境学習推進施設の整備推進を新規施策として挙げさせていただいております。

また、皆様からいただきました、「環境に関する事業等を行う際の周知や依頼の方法を改め、市民の取り組みを広げる必要があるのでは？」とのご意見につきましては、環境施策の推進の中での共通事項にあることから、(2) 市民の環境意識の高揚における各施策の中に取り込んでいくこととして整理させていただいております。

なお、(2) ②自主的な環境活動の支援、及び(3) ②環境学習推進施設の整備推進を、環境共生社会の実現に向けた活動推進として、重点施策として位置付けさせていただいております。

以上で、1-1 循環型社会の形成の説明を終わらせていただきます。

会長

どうもありがとうございました。ただいま1-1の循環型社会の形成ということで、四つの項目につきまして概要を説明していただきました。

たぶんこれは分科会でいろいろ議論された、分科会のこの部門の委員の先生はよくご理解いただいていると思いますけども、ほかの委員の方々は、目を通しておられないと思いますが、ご質問とかご意見をいただけたらと思います。どなたかございますでしょうか。

北村委員、何か追加でございますか。

北村委員

環境学習推進施設、新しくこれから造られる施設ですけれども、これは行政が中身について考えるだけではなくて、広く市民にどんな施設が求められるのかということを知っていただいて、そして、やっていただけたらなというふうに思っております。

以上です。

会長

ほか、よろしいでしょうか。何かございませんでしょうか。何でもお気付きになった点を言っていただきたいと思います。もし、またあとでお気付きになられましたら、意見票に書き込んでいただいて出させていただきますと、また次回、それについて議論ができると思いますので。今、お聞きいただいたところで何か。だいたい今まで出ました分科会の意見と、それから、全般のいろいろなご意見をまとめて書いておりますので、私自身はこの分科会に参加していたということで、しっかり書き込めておるかなというふうには思っております。

田部委員

質問させていただいてよろしいですか。

会長

はい、どうぞ。

田部委員

30ページのところの循環型社会の形成のところの下から二つ目の丸なのですが、これごみのリサイクルって資源ごみリサイクルのことでよろしいんですね。たとえば、新聞とか段ボールとかというものですよね。このリサイクル率がだんだん下がっていますよね。それが、なぜなのかということが一つあります。

私たちは、18歳までの子どもの専用電話をしているのですが、これは県との共同事業なのですが、実際に公費が投入されたのは2年間です。実は資源ごみ回収による収益をすごく利用させていただいているんですね。みんなで事務所がある一身田の地域の方たちにも協力いただきなが



どね。今、稼働率どのくらいですか？ 何%くらいですか、今。

政策課長

まず、ちょっと今、稼働率、数字が出るか調べていますので、申し訳ございません。

まず、市のほうの設置してございます、いわゆる風力発電施設。これは一番最初の青山高原のほうの国定公園の所へ建てたわけですけども、これは合併する前の久居市さんの先導的な取り組みとしてされたという、そういう中で、4基は市のほうで、直営でやったわけです。その後は民間さんのほうで、ずっと整備を進めてきておりまして、一部第三セクターもございますが。今、たしか45くらいでしたかね。最終的に90基という計画、約90の中の半分くらいが整備されてございます。それで、残りあと40基くらいというお話もございましたけど。こちらについても、いわゆる市のほうで設置をしていくということではございません。民間のほうで、いろいろご協力をいただいてやってきておるところでございます。

なお、市のほうも、最初のとっかかりの4基を市のほうでやったわけですけども、こちらにつきましても、本年度、売却という形で整理をさせていただいたところではございまして、具体的に民間さんのほうで幾ら赤字が出ているかというのは、ちょっと数値が。もし、赤字が出ているか、黒字か、ちょっと申し訳ない、こちらで今、すぐわからない状況でございます。

服部（勝）  
委員

まあ黒字になってないことは確かです。少々のことでは駄目だと思いますが。

会長

今度、買い取り制度が変わりまして、どうなるかよくわかりませんが、だいたい稼働率でいうと、普通平均20%と言われてますね。津市の場合はどうかはよくわかりませんが。その中のところで、黒字になるような形で民間さんにいろいろ努力していただくということになるでしょう。

服部（勝）  
委員

黒字は難しくても、だいたいちょぼちょぼくらいで行けばまだいいけども、かなり逆の形になっています。

会長

風力発電は、故障したりなかなか大変なことがあるみたいですね。ただ将来の再生可能エネルギーというところの一つの位置付けということなので。

服部（勝）  
委員

推進はせなあかんと思いますけども、なるべくなら赤字の出ない方法で。

会長

もし、数値がわからなかったら、あとで。

服部（勝）  
委員

別によろしいです。

会長

よろしいですか。それでは、何か北村委員、もうよろしいですか。

北村委員

先ほどの説明でおわかりいただけたと思うんですが、このリサイクル率というのは、津市が回収した分だけですよね。ですから、子ども会や、それから田部さんのところでグループで回収されて、そういうものは含まれていないわけですね。市が回収した分だけですので、はい。

会長

あまりこの数値は、意味がないんですね、そしたら。

北村委員

そうですね。

会長

ということで、全体としてどういう形になっているか、津市でなかなか把握ができないということで、スーパーマーケットですと、マックスバリュなんかでも回収箱を置いていますし、私なんか、いつもそこへ持っていっております。そういうことでよろしいでしょうか。

ちょっとそしたらこれで、一応最初の項目ですけども、終了させていただきまして、では次に、廃棄物……。

すみません。「次世代に残す自然環境の保全・創造」、そちらのところでご説明いただきたいと思います。では、お願いいたします。

事務局（海住）

失礼します。計画案本冊の39ページをご覧ください。1-2次世代に残す自然環境の保全・創造についてご説明させていただきます。

次世代に残す自然環境の保全・創造につきましては、第1項、多様な自然環境の保全、第2項、環境保全対策の推進の2項での構成とさせていただいております。

まず、第1項、多様な自然環境の保全につきましては、施策の体系として、森林の保全と活用、親水空間の形成、自然とのふれあいの三つに分かれております。

具体的な施策の内容につきましては、40ページをご覧ください。(1)森林の保全と活用、①森林の保全と整備には、近年地球温暖化を背景とした異常気象による自然災害が頻繁に発生するようになっており、長期的展望に立った自然環境の保全に取り組むことが求められていることから、水源涵養や防災機能など森林が持つ多面的機能の維持、増進や、二酸化炭素吸収能力の高い森林の拡大を促進するといった環境林としての森林の整備を挙げております。

なお、皆様からいただきました、「森林保全について森林組合などとの連携をさらに強化することが必要ではないか」とのご意見につきましては、少し飛びますが、141ページをご覧ください。

林業事業についての施策として、「4 活力のあるまちづくり」、4-1 自立的な地域経済の振興、第3項、林業の振興の(2)森林保全と生産基盤の整備、①森林の保全と整備の中で、森林組合等林業関係者との連携により計画的な森林施業を進めるとともに、治山施設の整備や水源地域等の森林の造成、整備等による治山事業を促進することとして整理させていただいております。

再度、戻っていただきまして、40ページをご覧ください。皆様からいただきました、「自然環境について市内の団体等と連携し、市民が参加しやすい事業の実施とPRが必要ではないか」とのご意見につきましては、(3)自然とのふれあい、②自然環境学習・環境教育の推進の中で、自然に親しみ慈しむ気持ちを育むため、環境NPO等との連携による環境学習の実施を推進するとして、ご意見を踏まえた新規施策として挙げさせていただいております。

また、新最終処分場及びリサイクルセンターの建設とともに、美杉町下之川地内、及び片田中町地内に整備予定の自然公園につきまして、(3)の③自然とのふれあいの場の整備として新規に挙げております。なお、森林の保全と整備につきましては、優先施策として位置付けさせていただいております。

続きまして、41ページをご覧ください。第2項、環境保全対策の推進につきましては、施策の体系として、環境調査の推進、公害防止対策の充実、良好な生活環境の保持の三つの施策内容に分かれております。

具体的な施策の内容につきましては、42、43ページに記載させてい

ただいておりますが、大気や水質などの自然環境の維持や、衛生的に安心できる地域環境の形成のための施策は継続的に取り組んでいく必要があることから、施策の内容としましては、前期基本計画から大きな変更点はなく、引き続き各施策を進めていくこととしております。

皆様からいただきました、「道路等にごみを捨てる人を減らすため、市民の環境美化意識向上に向けた取り組みが必要である」とのご意見につきましては、(3)良好な生活環境の保持、②生活環境の美化の中で、市民の環境美化意識向上のための啓発を推進することとして整理させていただいております。

以上で、1－2次世代に残す自然環境の保全・創造についての説明を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございます。それでは、1－2の「次世代に残す自然環境の保全・創造」ということに関しまして、ご意見とかご質問等ございませんでしょうか。分科会に参加していただいた委員の先生方、いかがですか。だいたいこういう形で書いていただいておりますけども、問題になるようなところ、ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいですか。ここは前回とだいたい同じような感じのところ、それで、いいだろうというようなことで議論になったところですので。では、次へ進めてよろしいでしょうか。また何かありましたら、ご意見等をお書きいただければと思います。

それでは、続きの、今度は快適な生活空間の形成ですね。では、よろしくをお願いします。

事務局（海住）

失礼します。1－3快適な生活空間の形成について、ご説明させていただきます。計画案本冊の44ページをご覧ください。快適な生活空間の形成につきましては、前期基本計画においては、市街地の整備、住環境の整備、良好な景観の形成、公園緑地の整備・管理及び緑化の推進の4つに分かれていましたが、都市整備の視点から市街地の整備については152ページから155ページに記載しております「4 活力のあるまちづくり、4-2 交流機能の向上」の中の第1項、都市機能の整備へ記載することとして、構成を変更させていただき、「第1項 住環境の整備」「第2項 良好な景観の形成」「第3項 緑化の推進と公園緑地の整備」の三つの基本施策での構成とさせていただいております。

44、45ページをご覧ください。「第1項 住環境の整備」につきまして、前期基本計画での施策の内容は、良好な住環境の形成、良好な民間住宅等の供給、公営住宅等の計画的な改善・改修の三つの施策内容での構成となっていました。具体的な施策内容を整理し、また、これから加速すると思われる人口減少への対応としての「定住の促進」を新たな施策に加え、本案では良好な「住環境の形成」「定住の促進」「公営住宅等の整備」の三つの施策内容での構成としております。

具体的な施策の内容につきましては、前期基本計画の点検による人口減少時代を迎え、空き家、危険家屋の増加が地域の不安要因となりつつあり、集約型の都市構造への転換を進める上でも、住宅の質の向上や特区の活用、福祉、まちづくり等との連携など住生活基本法の趣旨を踏まえながら、円滑な循環利用を推進することや、住宅ストックを有効活用するためには、耐震診断の受診の促進を図ることや、耐震改修、バリアフリー改修などを啓発する必要があるとの結果を踏まえ、(1)良好な住環境の形成の中で、

①住宅の円滑な循環利用、②住宅ストックの改善を新規施策として挙げるとともに、④市街地の住環境の整備の中で、長期間放置され老朽化や周辺環境の悪化を招いている空き家の安全、衛生面等の対策を進めることを新規施策として挙げております。

また、46ページをご覧ください。人口減少への対策として新たな施策内容として加えました(2)定住の促進に、これまで実施してきた定住の促進につながる施策に加え、①定住促進への取り組みとして、子育て環境や日常生活での利便性の良さ、自然環境の良さなど本市の住みやすさについての現状を把握し、市内外に積極的に情報発信していくこととしております。

続きまして、47ページをご覧ください。第2項、良好な景観の形成につきましては、施策の体系としまして景観形成の総合的な推進、地域特性に応じた景観形成の推進の二つの施策内容に分かれております。

具体的な施策の内容につきましては、48ページになりますが、前期基本計画の内容と大きな変更はなく、引き続き良好で魅力ある景観を形成していく各施策に取り組んでいくこととさせていただきます。

続きまして、49ページをご覧ください。「第3項 緑化の推進と公園緑地の整備」につきましては、前期基本計画では施策の名称を公園緑地の整備・管理及び緑化の推進としておりましたが、緑化推進の中に公園緑地の整備があるとの視点から、緑化の推進と公園緑地の整備と施策の名称を変更させていただき、それに併せて施策体系を緑化の総合的な推進、公園緑地の整備と管理の二つの施策内容での構成としております。

具体的な施策の内容につきましては、50ページ、51ページをご覧ください。前期基本計画から大きな変更はございませんが、前期基本計画の点検結果により、公園緑地の維持管理については除草、清掃、剪定等を自治会等へ委託しており、今後も自治会等への管理委託を進め、地域に親しまれるように住民参加の公園管理を進める必要がありますが、住民の高齢化等で委託が難しい自治会が増えていること、そして課題があることから、(2)公園緑地の整備と管理、④公園緑地の維持管理の中で地域住民が公園緑地に愛着を持てるように、除草、清掃、剪定などの自治会等への委託を推進することとしております。

また、皆様からいただきました、「美しい環境を創出するために道路等に花を植えるなど地域住民による環境美化の取り組みが大切である」とのご意見につきましては、(1)緑化の総合的な推進、③緑化推進の展開として、自治会等への花苗等の配布や、自治会とボランティア団体、企業などとの連携を図り、緑化美化運動を拡充することとして整理させていただいております。

なお、(2)公園緑地の整備と管理の①公園の整備推進の施策として挙げております、千歳山の整備推進につきましては、重点施策として位置付けさせていただいております。

以上で、1-3快適な生活空間の形成の説明を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。1-3の快適な生活空間の形成ということで、ご説明いただきましたけど、何かございますでしょうか。これはいつも長い話で、ずうっと継続して続けてきている、審議しなければいけない内容のことだと思うのです。前回とあまり変わってないようなのですが、いかがでございましょう。

(「異議なし」の声あり)

これでよろしいですかね。こういう書き方ぐらいしかできないような感

じがしないことはないのですけども。

よろしいでしょうかね。これは継続的にずっと続けていく大事なところで、そんなに大きく変わるようなものではないと思います。

では、これはそのまま、このとおりのこと、次に生活基盤の整備ということでご説明をいただきたいと思います。

事務局（海住）

失礼します。1－4生活基盤の整備についてご説明させていただきます。計画案本冊の52ページをご覧ください。

生活基盤の整備につきましては、「第1項 上水道・簡易水道の整備」「第2項 生活排水対策の推進」「第3項 生活道路の整備」「第4項 墓地の維持管理と新斎場の整備」の4項目に分かれております。

「第1項 上水道・簡易水道の整備」につきましては、前期基本計画での施策の内容は、安心して快適な給水の確保、安定した給水の確保、水道運営基盤の強化、水道水源の保全の四つの施策に分かれていましたが、具体的な施策内容を整理し、今回は、「安全で安定した給水の確保」「水道運営基盤の強化」「水道水源の保全」の三つの施策内容での構成としています。

具体的な施策内容につきましては53ページになりますが、前期基本計画から大きな変更はなく、継続して、安全で安定した給水のための施策などに取り組んでいくこととしております。

また、(3)水道水源の保全、①かん養林の保護・育成の中で、北部エリアの「地域かがやきプログラム」にも掲げられている美里水源の森の整備について具体的な記述をさせていただいています。

また、(1)安全で安定した給水の確保、③効率的で災害に強い水道の確立の施策として挙げております、東海、東南海・南海地震などに備えた水道施設及び管路の耐震化や、被災直後の応急復旧など災害対策を強化することにつきまして、水道管路の耐震化として重点施策として位置付けさせていただいております。

続きまして、54ページをご覧ください。「第2項 生活排水対策」につきましては、施策の体系として、「生活排水対策の総合的な推進」「生活排水施設の維持管理」の二つの項目に分かれております。

具体的な施策内容につきましては、55ページをご覧ください。生活排水対策につきましては、公共下水道、農業集落排水施設の整備、浄化槽の整備促進により、着実に汚水処理人口普及率は向上しているものの、健康で快適な生活を確保し、公共用水域の水質を保全するために、さらにその対策を進めていく必要があることから、前期基本計画に引き続き、それぞれの施策を進めていくこととしております。

また、平成23年度に「生活排水アクションプログラム」を見直し、より効率的、効果的に生活排水処理施設の整備を進められるよう、公共下水道区域及び農業集落排水区域の一部を浄化槽区域へ変更したことから、

(1)生活排水対策の総合的な推進、⑤浄化槽設置の啓発と促進における市が設置主体となって浄化槽を整備する制度の導入への取り組み、及び

(2)生活排水施設の維持管理、③浄化槽の維持管理の促進における市が主体となって維持管理する制度の導入への取り組み。次の56ページになりますが、市内の団地の集中浄化槽の市への移管を目指す取り組みにつきまして、新たな施策として挙げさせていただいております。

また、(1)①公共下水道の整備推進、及び②流域下水道の整備促進につきましては、下水道の整備推進として重点施策に位置付けさせていただいております。

続きまして、57ページをご覧ください。「第3項 生活道路の整備」につきましては、「狭あい道路の整備」「安全・安心な道路等の確保」の二つの施策内容での構成とさせていただいております。

具体的な施策内容につきましては、58ページをご覧ください。生活道路は住民意識調査においても市民にとっての重要度が高くなっており、また、皆様からも「防災機能も視野に入れながら、狭隘道路の改善や橋の整備などの生活基盤整備を推進する必要がある」とのご意見をいただいていることを踏まえ、狭あい道路の整備や安全・安心な道路、橋りょうの整備を推進していくこととしております。

なお、防災機能を視野に入れた整備の観点につきましては、少し飛びますが、71ページをご覧ください。「2 安全で安心して暮らせるまちづくり」、2-1 安全なまちづくりの推進、第2項、災害に強いまちづくりの推進の中の(1) 災害から生命を守り、安心して暮らせるまちづくりの推進、②災害に強いまちの形成において、緊急車両の進入が可能な道路幅員の確保と、災害時に円滑な避難ができるよう路肩のカラー舗装化による歩車道分離やソーラー照明灯の設置など、避難路として利用することができる道路の整備を推進するとして整理させていただいております。

再度、58ページをご覧ください。(2) 安全・安心な道路等の確保、②道路・橋りょうの維持管理における橋りょうの長寿命化につきましては、重点施策として位置付けさせていただいております。

続きまして、59ページをご覧ください。「第4項 墓地の維持管理と新斎場の整備」につきましては、前期基本計画では墓地、斎場という基本施策の名称となっておりますが、具体化し、「墓地の維持管理と新斎場の整備」という名称に変更させていただき、施策の体系を「墓地の適切な維持管理」「新斎場の整備」の二つの項目に分けています。

墓地につきましては、前期基本計画の点検において、市営墓園の未使用墓所の利用や、高齢化の進展に伴う市内の墓地需要の把握が課題となっていることから、(1) 墓地の適切な維持管理に市営墓園の空き状況及び墓地需要を見極めながら、市営墓園のあり方を検討することを新たな施策として挙げています。また、前期基本計画の期間中に新斎場の整備方法等が決定したことから、(2) 新斎場の整備に具体的な記述をさせていただいております。なお、新斎場の整備につきましては、重点施策として位置付けさせていただいております。

以上で、1-4 生活基盤の整備の説明を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。1-4の生活基盤の整備ですけども、何かご質問の点等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

海住委員

第4項の墓地の維持管理と新斎場のことですが、斎場のことでは普段、苦労した経験がありますので、南部エリアについてはどうなのか。ここに香良洲という名前が墓地のことで出ておりますが、もう少し具体的に、ここに書き上げてもらわなくても、何か計画がありましたら教えていただきたい。大変、心配をしている部分でございますので。

会長

いかがですか、事務局のほう。

事務局（海住）

失礼します。この新斎場の整備につきましては、現在の久居の斎場と津の斎場と香良洲の斎場が老朽化等のため、新しい斎場を造るという計画になっております。

南部のエリアにつきましては、現在、美杉地域においては火葬場、市営の火葬場がありますので、それを引き続き、使っていくという計画になっております。

会長

よろしいですか。これはなかなか具体的なところまで書けないかなと思うので。

海住委員	あとのことは、もう少し具体的になるので、この場ではもう質問しませんが、大変、私どもの身近は古いので、一番古いという太鼓判を押してもらっておりますので、煙が上がるごとにはらはらしている状態です。
会長	ありがとうございます。
今井委員	55ページの公共下水道、今、全部ストップしていますね、工事は。公共下水道としては。それが浄化槽に変わるということで、自治会からは報告を受けていますが、各地区、旧の10カ町村、完成率はどんな状態ですか。
会長	今、お答えできますか。
政策課長	今、詳しい資料は持ってないので、担当に取りにやらせます。 全体でまだ、三重県全体、津も含めてなんですけど4割ぐらいでしたか、まだ、これから公共下水道の整備が必要です。また、それらが届きにくい所は浄化槽の推進をやっていくことで、いわゆる生活排水の処理率を高めていく、そういう形でございます。
今井委員	一昨年だったと思いますけども、その説明が自治会でありまして、白山、美杉、これは一切、それ以上は公共下水道はやらないと。そのために各浄化槽をやるのに補助金の対象にしますと。この浄化槽にするのはいいが、今現在、公共下水道工事やっているところ、もしあったのなら、それも一緒に調べてもらえませんか。
会長	ではまた、それはあとでよろしいですか。
政策課長	調べて、また、ご報告させていただきます。少しお時間ください。
会長	よろしいでしょうか。 それでは、「美しい環境と共生するまちづくり」に関しましては、これだいたい終了ですけども、全体を通して何かご意見ございますか。 よろしいですか。それでは、ちょっとこれで、大分時間がたちましたので、少し休憩をとりたいと思います。あの時計で15分ぐらいまでとりたいと思いますので、3時15分になりましたら、また開始したいと思いません。よろしく願います。
	(休憩)
会長	それでは、15分になりましたので、再開したいと思います。どうぞお席にお着きください。事務局のほう、よろしいですか。 再開させていただきます。それでは、その次ですけども、今度、「安全で安心して暮らせるまちづくり」というところにつきまして審議をしたいと思いません。これは震災がありまして、だいぶ変わったところがありますけども、それを書き込んでいただいたところです。 それでは、事務局のほうから、ご説明をお願いいたします。
事務局（高岡）	政策課の高岡と申します。それでは、「安全で安心して暮らせるまちづくり」の部分につきまして、順に説明させていただきたいと思いません。
会長	どうぞ座ってくださいね。
事務局	すみません、座って失礼いたします。

こちらの「安全で安心して暮らせるまちづくり」についてですけれども、ページ数で申し上げますと61ページからになります。こちらの「安全で安心して暮らせるまちづくり」は、安全なまちづくりの推進、健康づくりの推進と地域医療体制の充実、あと地域福祉社会の形成で構成されております。

初めに、安全なまちづくりの推進につきまして、順に説明をさせていただきます。

こちらの「安全なまちづくりの推進」の部分ですけれども、ソフトやハードの防災施策や交通安全施策など、市民の皆様が安全に安心して暮らしていけるための施策について記載している部分になります。

お手数ですけれども、63ページをご覧ください。こちらには「終わりなき防災施策の強化」について記載をさせていただいております。こちらの「終わりなき防災施策の強化」についてですが、前期基本計画の「防災に強いまちの形成」からタイトルを変更させていただき、記載内容も充実をさせていただきました。

63ページの表にございます、施策の内容といたしましては、上から順番に、災害対応力の強化、津波対策の推進、情報収集・伝達体制の強化、避難体制の強化、応急対策の強化、災害対策の体制強化、自主防災力の強化、予防力の強化とさせていただきます。

平成23年3月に発生しました東日本大震災での津波などによる甚大な被害状況や、委員の皆様からも多くのご意見をいただきました結果、内容を充実させていただきました。

最初に(1)の災害対応力の強化の部分でございますが、こちらは津市が災害対応力強化年間、平成24年度、25年度の2年間でございますが。こちらの2年間が終わったあとでも、絶えず防災でありましたり安全・安心に關しての施策を続けていきまして、津市にお住まいの皆様が安全に安心して暮らしていけるように津市が行う決意表明といえますか哲学として整理をさせていただいたものを、こちらの部分に記載をさせていただいております。

お手数ですが、64ページをご覧ください。こちらに、(2)として津波対策の推進の部分でございますが、項目といたしまして、①の津波避難ビル、②の津波避難協力ビル、③の海拔・標高・誘導表示、④の津波避難計画の四つの項目を挙げさせていただきました。

東日本大震災の津波による被害状況を目の当たりにし、海に面するまちとして津波対策が大切であるとの思いから、内容を充実した記載とさせていただきます。総合計画審議会の委員の皆様からも、「予想される津波被害に対して避難訓練を行うなど、地域住民が確実に避難できるようにする必要がある」というご意見をいただきました。このご意見に対して対応している部分が、こちらの(2)の津波対策の推進の部分でございます。

続きまして、(3)の情報収集・伝達体制の強化の部分でございます。こちらは、①として、防災行政無線の充実や情報発信体制の強化ということで、災害時には今まで以上に、より迅速で的確な情報伝達が可能となる体制整備を行っていく必要があることから、こちらに情報収集であったり、情報発信の項目を記載させていただきました。

続きまして、65ページの(4)の避難体制の強化でございます。こちらは、いつ発生してもおかしくない大規模災害発生時に市民の皆様が迅速に避難し、避難後も安心して生活していけることが大切であるとの思いから、(4)の避難体制の強化の項目を記載させていただき、こちらの項目といたしましては、①避難所・福祉避難所の拡充、②備蓄・機器類の充実、③避難所マネジメントシステムの構築、④避難判断マニュアルの見直し、⑤避難所の開設・運営体制の充実、⑥災害時要援護者の避難支援を記載さ

せていただきました。

こちらの項目に関しまして、委員の皆様から、「災害時を想定し、福祉避難所の指定を行うことが大切である」といったご意見や、「災害時要援護者の情報の把握や支援のあり方について、関係機関が集まって役割分担等を決めていくことが大切である」や、「福祉避難所については可能な限り長期に開設を行うことが必要であり、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦の方など、福祉避難所を使用する方のニーズに対応していく必要がある」等のご意見をいただきました。これらの意見に対しまして、避難所、福祉避難所の拡充や、67ページでございます、避難所の開設、運営体制の充実に記載をさせていただきました。

続きまして、66ページでございます、応急対策の強化の部分でございます。こちらの項目は、津市で災害が発生した場合に備えて、災害発生前に津市が行っておくべき事項を記載させていただいた部分になります。

たとえば、ボランティア活動支援体制の準備の部分では、災害ではない平常時からボランティア団体との連携を強化することによって、いざ災害発生時に他市や他県からのボランティアの受け入れ体制を構築しておく必要があるとの思いから、後期基本計画案に記載させていただきました。

続きまして、67ページをご覧ください。こちらは、災害対策の体制強化の部分で、項目といたしましては訓練の充実、災害対策本部の機能充実、津市防災会議の活性化、防災アドバイザーからの助言を記載させていただいております。こちらには津市が、災害発生に備え、体制を強化しておくべき事項等を記載させていただいております。

続きまして、お手数ですが、68ページをご覧ください。こちらは、(7)の自主防災力の強化の部分で、項目としては①組織強化、②活動支援、③人材育成、④資機材の支援を記載させていただきました。大規模災害発生時におきましては、国や県、市の公助だけでは賅い切れないことも想定されます。日ごろから地域の自主的な防災力を高め、大規模災害等に備える必要がありますことから、(7)自主防災力の強化を記載させていただきました。

具体的には地域で開催される防災学習会や防災訓練への支援や、木下委員のご意見にもありましたとおり、津市民防災大学等を通じた人材育成、防災資機材等に対する補助などを引き続き行っていきたいとの思いから記載させていただきました。

続きまして(8)の予防力の強化の部分で、項目といたしましては、①建築物の耐震化、②防災意識の啓発、③防災教育を掲載させていただきました。

阪神・淡路大震災では、耐震化されていない住宅に押しつぶされる形で多くの方が亡くなったということから、今後も引き続き、建築物の耐震化を進めていく必要があるとの思いから、建築物の耐震化についての記載させていただきました。

また、委員の皆さんから、「山間部の住民の防災に対する意識の高揚を図ることが大切である」とのご意見をいただきました。このご意見に対して、69ページをご覧くださいなのですが、②防災意識の啓発を記載させていただいております。こちらは『広報津』やホームページなどを通じまして、防災に関する学習会などの情報を市民の皆さんに提供していくものでございます。

説明をさせていただきました、「終わりなき防災施策の強化」の全項目が、重点プログラムとして位置付けをさせていただいております。

続きまして、お手数ですが70ページ、71ページをご覧ください。こちらが、災害に強いまちづくりの推進の部分になります。主に災害に関するハードの整備についてまとめさせていただいた部分になります。施策の

内容といたしましては、災害から生命を守り、安心して暮らせるまちづくりの推進、治水対策の推進、治山対策等の推進を記載させていただきました。

71ページをご覧ください。(1)の災害から生命を守り、安心して暮らせるまちづくりの推進の①防災・減災の視点に立脚したまちづくりの推進についてですが、こちらは津市が都市整備などのハード整備を行う際に、常に防災や減災の視点に立ってハード整備を行うことを、整理させていただいた部分になります。

同じ項目の②の災害に強いまちの形成の部分についてですが、防災・減災に向けて、特に新しく行っていくべき事項を記載させていただきました。水道の耐震化でありますとか、そういったものについては各部署のところに記載させていただいております。

こちらの部分で、たとえば4つ目の点のところでございますが、「夜間停電時の安全確保のため、ソーラー照明灯の設置を進めるなど、災害時を考慮した公園整備を検討します」、が新しい取り組みになるのではないかと考えております。

続きまして(2)の治水対策の推進についてです。こちらは前期基本計画と基本的に内容の違いはありませんが、東日本大震災の津波被害の状況を踏まえ、海岸堤防の整備に関する事項をより具体的に記載し、順番を最初に記載をさせていただいております。

お手数ですが、72ページをご覧ください。こちらの(3)の治山対策等の推進の部分については、4つの項目を記載させていただいております。委員の皆様から、「沿岸部の津波対策に加え、大雨による土砂災害等に対応できるよう、山間部における防災対策の充実が必要である」とのご意見をいただきました。このご意見を踏まえまして、④土砂災害防止対策の推進を追記させていただきました。この④の土砂災害防止対策の推進の部分でございますが、土砂災害、がけ崩れであったり土石流であったり、地すべりから市民の生命を守るために、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知であったり、警戒避難体制を整備するなど、ソフトの事業を推進するものになります。

説明をさせていただきました、災害に強いまちづくりの推進の全項目が、重点プログラムとして位置付けをさせていただいております。

続きまして、73ページをご覧ください。こちらは消防本部が行う事項を記載させていただいております。この項目につきましても、東日本大震災を受けまして、消防本部として巨大地震などの大規模自然災害への備えが課題となっていることと、レスポンスタイムの改善など、救急体制の充実を図ることが課題となっております。総合計画前期基本計画と比べまして、より救急体制を充実させる必要があるとの思いから、施策の体系を前期基本計画の消火、救急、救助体制の充実から、「救急体制の充実」だけを独立をさせていただいた形で記載をさせていただきました。

お手数ですが、74ページをご覧ください。(1)の消火・救急体制の充実の項目に①消火・救助体制の充実、②消防施設・車両の充実、③通信指令システムの充実を記載させていただきました。こちらは大規模災害時に迅速かつ的確に救助活動を実施できるように、計画的に消防車両などの資機材の更新を行う必要がございますし、老朽化した消防施設を順次建て替えていく必要がありますことから、このような記載とさせていただきました。

続きまして、(2)の救急体制の充実でございます。こちらは、①消防と医療機関等との連携推進と、②救急業務高度化の推進の二つの項目を記載させていただきました。両項目とも救急現場で市民の生命を守るための重要な項目でございます。こちらの項目では、委員の皆様から、「救急車のレ

スポンスタイムが悪化していることから、レスポンスタイムの向上に向けた取り組みを行う必要がある」とのご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、74ページの中ごろ、救急体制の充実の①消防と医療機関等との連携推進の中にございます、「円滑な搬送及び受入れ体制が構築できるように、医療機関等とのさらなる連携を推進します」と記載をさせていただきました。

本日、ご欠席をされております吉田委員から、おそらく分科会であったかと思いますが、救急車を受け入れる病院がなかなか見つからないために救急車を必要としている現場の近くの消防署から救急車が出払っている事態になっていて、その結果として、レスポンスタイムが悪くなっているというようなお話をいただきました。このご意見を踏まえまして医療機関とさらなる連携を推進し、早期に受け入れをしていただき、現場に近い消防署から出動できる体制づくりを進めていきたいとの思いから、このような記載をさせていただきました。

続きまして、(3)の予防体制と地域の消防力の向上の部分ですが、項目として、①防災意識の高揚と地域の消防防災力の向上と、②消防団の充実を記載させていただきました。火災が発生してから消火するのではなく、火災が発生しない状況をつくり出すことが重要であること。また地域の消防団の力が消防力の向上につながることから、二つの項目を、記載させていただきました。

こちらの項目で、説明をさせていただきました中におきましては、消防施設、通信指令システムの整備推進を重点プログラムとして位置付けさせていただきます。

続きまして、お手数ですが77ページをご覧ください。こちらは交通安全対策の推進の項目になります。こちらの施策の内容といたしましては、(1)として交通安全施設の充実と(2)交通安全意識の高揚を記載させていただきます。

(1)交通安全施設の充実の①交通安全施設の整備の部分では、委員の皆様から、「京都市や亀岡市、千葉県で暴走運転により通学中の児童を巻き込んだ交通事故が発生している。このような事故が市内で発生することがないように措置を講じる必要がある」とのご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、①の交通安全施設の整備の部分に、「公安委員会、教育委員会、地元自治会などと連携して、交通事故多発箇所や危険箇所を把握し、交通安全施設の更新や整備を推進するとともに、小中学生などの通学路の安全性の確保につなげます」と記載をさせていただきました。

続きまして、②放置自転車対策の推進の部分では放置自転車対策を記載させていただきました。いまだに駅周辺の放置自転車がなくなることから、放置自転車対策として、街頭での啓発活動を引き続き実施していく必要があるとの思いから、前期基本計画に続き、同じ内容を記載させていただきました。

続きまして、(2)交通安全意識の高揚の部分に、①交通安全に対する意識の啓発、②交通安全教育の充実の項目を記載させていただきました。どれだけ交通安全施設を整備しても、交通ルールを守らなければ事故はなくなりません。そのような思いから交通安全教育の充実についての記載をさせていただきました。

続きまして、78ページをご覧ください。こちらは防犯対策の推進の項目になります。こちらの施策の体系の施策の内容をご覧くださいなのですが、総合計画前期基本計画では、防犯対策事業の推進の一つに取りまとめられておりましたが、後期の基本計画案では(1)として、地域の防犯力の向上と、(2)暴力追放の推進の二つに分けさせていただきました。

二つに分けさせていただきました理由としては、平成23年度から津市暴力団排除条例が施行されましたことから、別の項目とさせていただきます。

次に(1)の地域の防犯力の向上の①犯罪に遭わないまちづくりの推進の内容についてですが、こちらの現状と課題の中に、「防犯灯の設置に関しては、昨今のエネルギー供給量等を勘案し、省エネルギー化に対応した電灯を設置していく必要があります」とあります。次のページ、79ページの①の部分に、二つ目のポツになろうかと思いますが、こちらに「防犯灯の設置に当たっては、消費電力の軽減など環境に配慮した防犯灯の設置を促進します」との記載をさせていただきました。この部分につきましては環境に配慮した事項でありまして、後期基本計画案に新規に記載をさせていただきました事項になります。

次に、防犯意識の啓発と地域防犯活動の充実についてですが、日ごろから地域の目があることによって防犯力が向上されることから、防犯意識の啓発を引き続き行っていくとともに、地域での防犯活動が行われやすくするための支援を行っていく必要があるとの思いから、記載をさせていただきました。

次に、(2)暴力追放の推進のところについてですが、皆さんもご存じのとおり、昨今の暴力団の排除の風潮があることをご存じかと思えます。津市におきましても条例の施行とともに暴力追放に向けた取り組みを進めていくとの思いから、こちらのほうに記載をさせていただきました。

続きまして、81ページをご覧ください。こちらは消費者保護の項目になります。こちらの施策の内容といたしましては、(1)として消費生活の充実と、(2)計量業務の充実を記載させていただきました。

(1)の消費生活の充実では、市民の皆様が悪質な手口に引っかからないように啓発活動を行うことが大切であることと、もし悪質な手口に引っかかった場合に、消費者相談の充実が大切であるとの思いから、消費者の意識啓発と消費者相談の充実の二つの項目を、記載させていただきました。

消費者相談の充実の部分では、「専門の消費生活相談員の研修を通じて、年々巧妙化・悪質化する消費者問題への相談体制を充実します」と記載をさせていただきました。こちらは専門相談員の能力を向上させることによって、消費者への相談体制を充実させるという意味から、今回、追記をさせていただきました。

次に、(2)計量業務の充実の部分におきましては「計量業務については民間活力の導入など、計量業務の効率的な実施を進めます」と記載をさせていただきました。これは民間活力の導入などを実施することにより、より効率的な業務遂行をすることを目指して、このような文言を追記させていただきました。

長くなりましたが、以上で2-1、安全なまちづくりの推進の部分の説明を終了させていただきます。

会長

どうもありがとうございます。分科会では、震災が起こった関係で、その分科会でもいろいろ議論になりました。そのところを随分、詳しく書き込んでいただいたと思っております。何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。あとから、よく読んでいただければいいと思いますが、随分うまく書いていただいて、充実していると思っております。もし、ご意見ございませんようでしたら、次へ進みたいと思いますけど、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

では、次の、「健康づくりの推進と地域医療」ということで、これから2-2と2-3というのは、医療と福祉の関係の項目になってまいります。それにつきまして、またご説明いただけますでしょうか。

事務局（高岡）

すみません。続きまして、健康づくりの推進と地域医療体制の充実の部分につきまして説明をさせていただきます。

こちらは健康づくりの推進と地域医療体制の充実といった、保健と医療に関する記載をさせていただいている部分になります。

お手数ですが82ページ、83ページをご覧ください。こちらには健康づくりの推進についての記述をさせていただいております。83ページの施策体系をご覧いただきたいのですが、総合計画前期基本計画の施策の内容との変更点でございますが、特に妊産婦や子どものころからの健康管理が重要であるとの考えから、前期基本計画の施策内容の、自らの健康管理の推進から分離し、「親と子の健康支援の充実」の項目をつくらさせていただきました。

また、厚生労働省が平成24年4月に公表しました地域保健対策検討報告書の提言を踏まえまして、四つ目の項目に健康づくり運動の推進にかえて、「地域保健対策の推進」の項目をつくらさせていただきました。

それでは、順に説明をさせていただきます。

83ページになります。(1)の自らの健康管理意識の向上では、①各種健診事業の推進、②市民への健康教育・健康相談・保健指導の充実、③予防接種による疾病予防の推進の項目を挙げさせていただきました。

①各種健診事業の推進におきましては、自らの健康管理を行っていく上で健康診断やがん検診などの各種検診を受診していくことは、非常に重要です。委員の皆様から、「特定健診や健康診断については、受診率を向上させることが大切であるが、特定健診については指導内容と効果の検証が必要である」とのご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、(1)自らの健康意識の向上の①各種健診事業の推進の項目に記載させていただきました。三つ目の点のところに「健康診査、がん検診等の結果を踏まえた精密検査受診へのわかりやすい説明を行い、不安が軽減される受診勧奨を行います」を新たに追記させていただきました。

次に、②市民への健康教育・健康相談・保健指導の充実についてですが。委員の皆様から、「肥満、非肥満者も含めた、生活習慣病リスク対策を進める必要がある」とのご意見をいただきました。このご意見を踏まえまして、②市民への健康教育・健康相談・保健指導の充実の項目に、「一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、生活習慣病予防のための健康管理を行えるよう、各種健康教室、健康相談、保健指導体制を充実します」と記載をさせていただきました。

また、③予防接種による疾病予防の推進についてですが、各種病気に対して予防接種を受けていることが、病気の発生を抑えたり、発生した場合でも症状を抑える効果があることはよく知られているところでございます。そのため、後期基本計画案におきまして、この予防接種による疾病予防の推進についての記載を追記させていただきました。

続きまして、83ページの下部分、(2)親と子の健康支援の充実では、①妊娠時期からの子育て支援の充実、②訪問指導・健康相談・乳幼児健診等の充実、③安心して子育てができる連携体制の充実を項目として挙げさせていただきました。

母子の健康づくりは妊娠期から始まることから、母子健康保険手帳の交付の時から訪問、健診などを通じて母と子の健康づくりをサポートしていく必要があることから、三つの項目を記載させていただきました。

続きまして、84ページの(3)こころの健康づくりの推進では、①こころの健康づくりの啓発、②相談体制の充実を項目として記載をさせていただきました。

近年、仕事の悩みや家庭の悩みから心にストレスを抱え自殺をされる方も日本全国で多数おいでです。そのような不幸な出来事から市民の命を守るために、広報紙を配布する時にチラシを配布するなどし、市民に周知啓発をしております。今後も引き続き取り組んでいく必要がある事業であることから、後期基本計画案にも記載をさせていただきました。

次に、(4)地域保健対策の推進では、①地域保健体制の構築、②保健・医療・福祉の連携強化、③健康危機管理体制の強化、④久居保健センターの移転整備を項目として挙げさせていただきました。

①地域保健体制の構築では、従来から取り組んでおります、ヘルスボランティアの養成等を行っていく旨、記載をさせていただきました。続きまして、③健康危機管理体制の強化では、今後、健康危機管理に関する住民の理解を促進するための情報提供を行っていく必要があるため、この項目を後期基本計画案に追記させていただきました。続きまして、④久居保健センターの移転整備では、どこに移転整備するのが最も良いかを考えたうえで、後期基本計画の期間内に移転整備することを前提に、移転整備についての記載をさせていただきました。

説明をさせていただきました、健康づくりの推進の中におきましては、久居保健センターの移転整備を重点プログラムとして位置付けさせていただいております。

続きまして、お手数ですが87ページをご覧ください。こちらは地域医療体制の充実についての記載をさせていただいており、施策の内容を救急医療体制の整備と日常的な医療環境の充実の二つに分けて記載をさせていただいております。

まず、(1)救急医療体制の整備では、①総合的な医療体制の構築と②救急医療体制の構築に向けた啓発活動推進の項目を挙げさせていただきました。

(1)救急医療体制の整備では、総合的な救急医療体制を構築するために、初期救急医療、二次救急医療、三次救急医療が最も機能するようにしていく必要があります。「軽度の患者が、二次救急病院に運ばれることにより、本当に二次救急医療が必要な患者が二次救急医療に行けない」という事態はなくさなければなりません。

こちらに関しまして、委員の皆様から、「二次救急医療体制の充実を図るためには初期救急医療に対応できる組織づくりが重要になってくることから、できる限り早期に充実した初期救急医療施設の整備が必要である」とのご意見をいただきました。このご意見を踏まえまして、①総合的な救急医療体制の構築の項目内に、「成人等を対象とした休日・夜間応急診療所の機能充実など、初期救急医療体制の整備を進めます」と記載をさせていただきました。

次に、(2)日常的な医療環境の充実では、①かかりつけ医等の普及と②在宅医療体制の充実、③地域医療体制の確立の項目を挙げさせていただきました。

①かかりつけ医等の普及では、市民一人ひとりにかかりつけの医者や歯科医、薬局を持つように啓発することを、前期基本計画と同じように行っていくとの思いから、このような項目を記載させていただきました。

②在宅医療体制の充実では、委員の皆様から、「福祉・医療・介護などの連携を深めながら終末期の高齢者を自宅で看取る体制づくりが必要である」とのご意見をいただきました。このご意見を踏まえまして、この項目の中に「日常的な通院に支障のある市民に対して、在宅医療に対する医療

機関の情報提供を行うとともに、保健・医療・福祉の連携を深めながら、訪問診療や訪問看護をはじめとする在宅医療体制の充実を促進します」と記載をさせていただきました。

88ページをご覧いただきたいですが、③地域医療体制の確立では、地域審議会から白山、美杉地域の地域医療体制についてのご意見をいただいておりますことから、この項目の示すとおりの記載をさせていただいております。

説明をさせていただきました、地域医療体制の充実の中におきまして、二次救急医療体制の充実を重点プログラムとして位置付けさせていただいております。

以上で2-2、健康づくりの推進と地域医療体制の充実の部分についての説明を終了させていただきます。

会長

ありがとうございました。

この項目に関しましては、ご欠席の吉田委員から事前に何かご意見をいただいているということですので、それを紹介していただけますでしょうか。どうぞ。

事務局（高岡）

先ほど会長からお話がありましたとおり、本日はご欠席されております吉田委員から、事前に2点ほどご意見をいただいておりますので、皆様にご報告をさせていただきます。

まず1点目でございますが、87ページをご覧ください。(1)救急医療体制の整備の部分で、①総合的な救急医療体制の構築の1番目のポツの部分でございますが、初期救急医療体制の整備についての記述でございます。本文中に「機能充実」という表現はソフト整備に限定されているように読めてしまうため、前期基本計画でも記載されているとおり、「施設整備」、ハードの整備の内容を含めた記述が必要ではないかのご意見をいただいております。

2点目といたしまして、同じく87ページの(2)日常的な医療環境の充実の②在宅医療体制の充実の部分に関わりまして、現在、病院等の施設で亡くなる方が80%ぐらい、自宅で亡くなる方が15%以下という状況で、病院の空きベッド数も少ない中、在宅医療体制の充実は特に重要であることから、今後、人口の自然増減の推移において死亡者数が増加していくことを踏まえまして、終末期の患者を自宅で看取る体制づくりの必要性について記述してはどうかのご意見をいただいております。

以上、吉田委員から2点のご意見をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。この項目はほとんど当然でございますけれども、我々が生活していくのには、健康づくりと医療体制というのは割と身近な、非常に大きな問題で、ワーキングでもいろいろ議論が出ました。こういう形で、まとめていただいたところです。

何かご意見ございますでしょうか。吉田委員のご意見は、ご意見でお伺いしていますけど。はい、どうぞ。

田部委員

83ページ、84ページにかけての問題ですけれども、私がこれから申し上げることは、ある意味では新しい概念でもありますので、皆さんにご理解をさせていただきにくいかもしれないですけど。この中で子育てではなくて「子育て」という言葉が使っていただけているのは、私の立場からいくと、とてもうれしいというふうに思っています。

このページのところでも、たとえば訪問指導とか、いろんな安心して子

育てができるとか、親と子の健康支援のところ全部ですけれど、これはある意味で子どもを客体として見ている、やっぱり表現だというふうに思っています。子どもを権利主体として見る時に、これは子どもの生存権の保障ですよ。権利条約の中でうたわれている、そういったものが、きちっと、これから津市でも、今、条例づくりをしているものですから、虐待の問題、この間、四日市でもあった虐待の問題。子どもを本当にどういう形で守っていくのかということを考えていきますと、子どもを客体として見るだけではなく、子どもが権利主体として、ここでどういうふうに子どもの何を保障していくのかというところが盛り込まれていくと、とても私としてはありがたいなと思います。

これはある意味で、子ども観、新しい子ども観というような概念にも当たっていくのかなというふうに思います。よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。では、そういうことで。また、そういうものを検討させていただきながら。何か、よろしいですか。そういうことで、検討させていただいて、吉田委員のご意見も併せてご検討をいただきたいと思います。

政策課長 今、田部委員からいただきました、いわゆる子育てという言葉ではなく「子育て」のほう。

田部委員 はい、「子育て」のほうが大事ですけど。

政策課長 そうですよ。今回、後段でまたご説明申し上げますけども、100ページのところですね。99からですね、第4項で子育て、子育て支援。従前ですと「子育て支援の推進」ぐらいのタイトルになっていたところ、いろいろお話も伺わせていただいて、担当のほうも「子育て」という概念があるということでございます。その辺も踏まえまして。すべて子育てという表現ができるかどうかというのはなかなか、難しいところもあると思うんですけど。おっしゃられているご趣旨というのはよくわかっているつもりでございますので、また、いろいろご意見をいただければと思います。ありがとうございます。

田部委員 ありがとうございます。

会長 それでは、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、最後の地域福祉社会の形成ということで、これも重要な項目です。これについて、では事務局のほうからご説明お願いいたします。

事務局（高岡） 続きまして、地域福祉社会の形成の部分につきまして、説明をさせていただきます。

まず、89ページをご覧ください。こちらの地域福祉の充実の部分の施策体系についてでございますが、前期基本計画の施策の内容が大幅に変更させていただいております。こちらには、地域福祉の充実を進めていくうえで最も重要なエッセンスのみを凝縮させていただいて、今回の体系とさせていただきます。

この施策の体系の中では、90ページにございます、津市社会福祉協議会との事業連携や、91ページにございます、地域における福祉活動の基盤づくりが特に重要な部分になるかと思っております。

こちらで、委員の皆様から……。すみません、90ページをご覧くださいたいんですけども、まず(1)総合的な地域福祉施策の推進では、地域福祉施策を効果的に実施するために地域福祉計画推進委員の皆様のご意見を幅広く伺いながら、計画的に実施していく旨を記載させていただいております。

続きまして、(2)津市社会福祉協議会との事業連携についてですが、①津市社会福祉協議会の運営支援、②地域福祉活動計画との連携、③地域福祉推進事業への参画を項目として挙げさせていただきました。

この部分につきまして委員の皆様から、「津市社会福祉協議会への支援を継続するとともに、社会福祉協議会と津市が連携を深めることが必要である」とのご意見をいただきました。このことを踏まえまして、(2)として、「津市社会福祉協議会との事業連携」という項目を立てさせていただき、その中で、支援や連携についての記載をさせていただきました。

続きまして、(3)福祉サービスの適切な利用では、①民生委員・児童委員活動の推進、②福祉施策に対する情報の提供、③福祉相談体制の充実の項目を挙げさせていただきました。福祉サービスを適切に使っていただくためには、民生委員の活動を支援し、民生委員と連携をすることが大切でありますし、広報紙やホームページなどを活用しながら、市民の皆様へ情報提供を行っていく必要がありますことから、この項目を記載させていただきました。

お手数ですが、91ページをご覧ください。(4)ボランティア活動の促進では、①ボランティア活動の啓発、②ボランティアの育成の項目を挙げさせていただきました。地域福祉活動などを行うボランティアは、今後も行政が担いにくい福祉活動、福祉事業を行っていただくことも期待されておりますことから、ボランティアの育成や活動の啓発についての項目を記載させていただきました。

(5)の地域における福祉活動の基盤づくりでは、①福祉活動の情報共有でありますとか、②福祉活動団体への支援、③安全で安心できる福祉活動の推進、④支えあい体制づくりの構築の項目を挙げさせていただきました。

委員の皆様から、「災害時を想定し、福祉避難所の指定を行うとともに、災害時要援護者の情報の把握や支援の在り方について、関係機関が集まって役割分担等を決めていくことが大切である」とのご意見をいただきました。

この災害時要援護者の情報の把握に関しましては、こちらの④の支えあい体制づくりの構築の部分で、「高齢者や障がい者などの要援護者に係る適切な情報を把握し、民生委員、児童委員や地域支援者等との間で情報の共有を図りながら、地域における支えあい体制づくりの構築を進めるとともに、災害時への迅速な対応を図るため、災害時要援護者登録制度を推進します」と記載をさせていただきました。

続きまして、高齢者福祉の充実について説明をさせていただきます。93ページをご覧ください。高齢者福祉の充実の施策の体系の部分についてでございますが、こちらは高齢者福祉の分野と介護保険の分野となっております。

この高齢者福祉の充実の部分におきましては、委員の皆様から、「支援を必要とする高齢者や障がい者、難病患者などを行政、医師会、地域包括支援センターなどが参加する組織で支える仕組みづくりが必要であり、今後も要支援者を支える仕組みを支援していく必要がある」とのご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、お手数ですが94ページをご覧くださいなのですが。(4)地域包括ケアの推進の最初の点の部分、「個々の高齢者

の課題の把握、問題の解決を推進する多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を行います。また、ケアマネジメント支援の観点から、地域包括支援センターが主体となって、さまざまな専門職やインフォーマルサービスの担い手等により構成される、地域ケア会議を実施し、効果的な地域包括ケアシステムの構築に取り組みます」と記載をさせていただきました。

説明をさせていただきました、高齢者福祉の充実の中におきまして、高齢者在宅健康生活支援の充実と要介護高齢者への支援を重点プログラムとして位置付けさせていただいております。

続きまして、96ページ、97ページをご覧ください。こちらにつきましては障がい者や障がい児の福祉の充実の部分になります。この項目につきましては、総合計画前期基本計画を踏襲する形での記載とさせていただきます。

続きまして、100ページをご覧ください。こちらが子育て・子育て支援の推進の部分についてでございます。こちらの基本施策の名称についてでございますが、児童福祉の充実という項目で記載をさせていただいておりましたが、先ほどもご意見をいただきましたとおり、子どもが自ら成長する力を支援する観点を取り入れ、子育て・子育て支援の推進とさせていただきます。

こちらの項目の中では、101ページの(3)②のところですね。津市独自のこども園の設置や、同じページの、101ページの一番下の(5)一人ひとりの子どもの育ちの支援のところの発達支援センターの設置について、両施設の設置を前提に記載をさせていただいております。

説明をさせていただきました、子育て・子育て支援の推進の中におきましては、津市独自のこども園の設置でありますとか、101ページの(4)③子育てしながら働くことができる環境づくりというところで、ワーク・ライフ・バランスの推進、あとは発達支援センターの3項目を重点プログラムとして位置付けさせていただいております。

続きまして、103ページをご覧ください。こちらは、ひとり親家庭に対する福祉の充実の部分についてでございます。こちらは基本施策を母子・寡婦福祉の充実から、ひとり親家庭に対する福祉の充実に変更し、ひとり親家庭の経済的自立を促す施策という観点から、前期基本計画では経済的支援と就業支援の二つの項目を統合させていただいた形で、二つの項目として整理をさせていただいております。

続きまして、105ページをご覧ください。こちらが公的医療保険の運営についての記載でございます。前期基本計画策定後、後期高齢者医療制度が導入されましたことから、基本施策の名称を国民健康保険から「公的医療保険の運営」に変更し、105ページの図の一番下のところですね。高齢者の医療制度の安定した運営を追記させていただいております。

最後に、107ページをご覧ください。こちらの項目につきましては、低所得者福祉の充実の部分でございます。こちらの項目につきましては、前期基本計画を踏襲する形での記載とさせていただきます。

時間が少ない中で、端折った形で説明をさせていただいたんですが、基本的な福祉の施策は、法律に基づいてきちんと事業を遂行させていただいております、前期を踏まえる形で後期の記載をさせていただいております。

以上で、2-3の地域福祉社会の形成の部分についての説明を終了させていただきます。

会長

どうもありがとうございます。この項目についても吉田委員から事前に何かご意見が届いているということですので、ご紹介ください。

事務局（高岡）	<p>すみません。会長から、先ほどありました件について、1点ご報告をさせていただきます。</p> <p>94ページをご覧ください。こちらの（4）の部分ですけれども、地域包括ケアの推進の部分に関わりまして、「認知症患者については、特に地域社会で支える組織づくりが必要であることから、認知症患者についての現状と、その対策の必要について記述してはどうか」とのご意見をいただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>どうもありがとうございます。吉田先生はこういう関係のところを随分、やられていて、いろいろご意見をいただいて、それも加味してなおご検討いただきたいと思っておりますけれども、この件に関しまして、何かご質問。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
濱野委員	<p>93ページにあります。その前の92ページに、24年度に高齢者が7万人ということで、これは65歳以上ですけれど。たぶんそうですね、これは。本当に60歳から数えると、私はもう3分の1は高齢者になってくると思っています。その中で、この93ページ、高齢者が安心して生活できる、高齢者の介護予防、健康づくり、そして高齢者の生きがいづくりを含めると、シルバー人材センターの活用というのを本当にしていかないと駄目なような気がしますね。津市も一生懸命やっていますが、ミスマッチが起きているような気がしますね。</p> <p>たとえば、私の知っているところは倉庫の管理をシルバーにお願いしています。そこは5人お願いしていて、10人ぐらいセットしてあって、毎回、その5人が来てもうて充実していますし、うちも高齢の方々に仕事を頼んで、店のほうも大分助かってます。</p> <p>今のシルバーは剪定とかあれだけのようになりますので、企業が求めていたり家庭が、今の「子育て、助けてください」とか、そんなのでもいっぱいあると思っておりますので、両方がミスマッチしているような気がします。これから3分の1の高齢者になっていく中で、これは本当に考えていかないと駄目なような気がします。</p> <p>一つ、今日、日経で面白い記事がありましたもので、今、配っておきましたけれど、私も見てびっくりしましたけどね。9月10日の日経ですけど、65歳以上の高齢者は全国で今、3,000万人います。そのうちシルバー人材センターに登録しているのは66万人。これはたった2%です。2%の中で、これをシミュレーションしていきますと、この人らが働いているうちはよろしいですけど、働かなかった場合には、4割が生活保護になる。その金額は1,000億と出ています。</p> <p>やはり働くことに応じて医療費が助かっているのが500億円。津市もその縮小版のような気がしますけど、本当にお金がかからなくて生活が充実できる。お金がかからなくて医療費が減るという形ですので、本当にシルバー人材センターのバックアップをお願いしたい。</p> <p>以上です。</p>
会長	事務局のほうで何かありますか。
政策課長	<p>本当に、今後の高齢化社会を見据えて、貴重なご意見をいただきました。どのような形に登録者を増やすとか拡充するとか、この場でご返事はあれですけれども、お話しいただいた内容というのは、本当に趣旨というのはよくわかるし、そういった活動がなければ、日本全国どうなるのかなという、そういう意味合いだと思います。ありがとうございます。</p>

会長

ほかは、よろしいでしょうか。

もし、ございませんようでしたら、この2番目の「安全で安心して暮らせるまちづくり」全体で何かございましたら。

よろしいでしょうか。今日は、この一番上と2番、「美しい環境と共生するまちづくり」と「安全で安心して暮らせるまちづくり」に関しまして、説明を事務局からしていただきまして、それでご議論いただきました。

届いたのが間際で、本当に読み合わせみたいな感じになってしまって、申し訳なかったです。ぜひとも、お読みいただきまして、またご意見等ございましたら意見シートがございますので、それで書き込んでお送りいただければ、ありがたいと思います。

それで、次回ですけれども、次回は一応予定としましては、「豊かな文化と心を育むまちづくり」と「活力のあるまちづくり」について、やはり同じような感じで説明を受けて、議論していきたいと思いますが、今度は読んでいただければ、説明のほうも割と簡単に済ませて議論のほうができると思いますので、皆さんのご協力のほう、よろしく願いいたします。

意見票ですけど、事務局に11月8日までに提出くださいということですので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、その次の「その他」ということで、何か事務局のほうからございますでしょうか。

政策課長

まず、先ほどお答えできませんでした、地域別の下水道普及率のデータが届きましたもので、ご報告をさせていただきます。

今、おっしゃっていただきました白山地区は26.4%でございます。それで、市全体では43.6%でございます。地区別にお時間をいただきますが、津地区は43.0、久居地区は63.3、河芸地区が17.1、芸濃地区が47.6、美里地区が28.1、安濃地区が0、香良州地区が99.8、一志地区が71.5、美杉地区は0。

特に北のほうですね。志登茂川が県のほうの流域下水道の処理場、志登茂川処理区の最終の処理場の建設が遅れている関係で、面整備というか管路の整備はずっと進めてきていますが、まだ普及率の数字は埋まってないということで、北側のほうの率が低くなっているという、そういった状況でございます。

以上でございます。

会長

津市は、全国平均で比べると、どの辺にいるのですか。

政策課長

申し訳ございません。三重県全体でも、47都道府県の大分下位のほうにおいて、県全体がこういう状況で、津市のほうも同じような形になっておるといのが現状でございます。

会長

ありがとうございます。よろしいですか。

政策課長

それでは、その他事項でございます。

次回の会議の日程についてでございますが、11月20日火曜日、午後1時半からこちらの場所で開催させていただければと思います。

先ほど会長のほうからも言っておりました、この内容でございますけど、「豊かな文化と心を育むまちづくり」、それから「活力のあるまちづくり」について、ご協議、ご審議いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと、先ほどもございました意見票でございます。恐れ入りますが、2週間ほど時間を取らせていただいて、短いような時間でもございますが、11月の8日までに、今日のご審議をいただいた内容で、ご意見等々、

追加のご意見、ご提言等ございましたら、お出しただければ幸いに存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと、パブリック・コメントでございます。総合計画の後期基本計画案が、今回、作成させていただいたわけでございますけど、こちらについては市議会のほうにも当然ご説明を申し上げますとともに、一般市民の皆様にも広くご意見をいただきたいという思いから、パブリック・コメントを実施いたします。

時期は11月13日、火曜日でございますから、1月間、12月12日までの期間をパブリック・コメントの期間とさせていただく予定でございます。資料については私どもがおります政策課でありますとか、本庁の情報公開室、それから、各総合支所の地域振興課、それから電子データでは津市ホームページ。こういったところに掲載をして、広く周知をしてご意見をいただけるかと考えております。

なお、こちらについての詳細は、『広報津』11月1日号にも掲載をしていくことといたしておりますので、よろしく願いいたします。

それと、たくさんあって申し訳ないのですが、議事録の確認でございます。最後に、総合計画審議会の第4回について、それぞれ委員の皆様からご担当されました分科会での議事録の案を、お手元に配布させていただいております。内容をご確認いただきまして、お気づきの点等ございましたら、こちら時間もなくて申し訳ないですが、11月2日、金曜日までに事務局のほうへ、ご一報、お電話でも結構でございます。ご一報いただければと存じます。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

次回の開催予定とか意見票とか、いろいろございましたけども、何かこれについて、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ぜひとも、ご意見につきましてよろしく願いいたします。

それでは、私の司会の不手際で、随分、長い会議になってしまいましたけれども、これで会議を終わりたいと思います。

最後に青木副市長、一言よろしく願いいたします。

青木副市長

どうも皆様、お疲れさまでした。今回、やっとたたき台ができて、今日も貴重な意見を皆様からいただきました。これをもとに完成の形に持っていきたいと思っておりますので、あとのほうのご協議を、これからもよろしく願いいたします。

今日は本当にどうもありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。

それでは、今日の会議をこれで終了します。長い時間、どうもありがとうございました。